

身分証明書として利用できます

顔写真付き住民基本台帳カード

市では、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスの一つとして、希望する人に住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

住基カードは、顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。特に顔写真付き住基カードは、金融機関などでの口座開設、戸籍の謄・抄本や住民票の請求など、公的な身分証明書が必要なときに利用できます。



顔写真付き住基カード(見本)

申請手続き

申請者本人が手続きをしてください。
※15歳未満の人が申請する場合は、事前に問い合わせてください。

必要なもの

● 運転免許証やパスポートなど、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(以下「顔写真付き証明書」)
※「顔写真付き証明書」を持っていない人は、健康保険証を持参してください。

申請場所

市民生活課、各支所住民室

住基カードの交付

● 即日交付

市民生活課で「顔写真付き証明書」と健康保険証などの証明書の両方を持参し、申請することで、即日交付を受けることができます(発行に時間を要するため、午後4時までには手続きをしてください)。

● 後日交付

各支所住民室での申請や「顔写真付き証明書」以外で申請した場合(郵便により本人照会を行います)は、後日交付となります。
※住基カードを交付する際に、

手数料

500円

有効期限

10年間

※転出した場合は、失効します。また記載内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。市民生活課、または各支所住民室へ住基カードと印鑑を持参してください。

注意事項

● 住基カードの暗証番号は、他人に知られないようにしてください。

● 盗難、紛失、破損などの場合は、速やかに市民生活課または各支所住民室に届け出てください。

● 住基カードに衝撃を与えたり、折り曲げたりしないでください。

住基カード発行により受けられるサービス

公的個人認証サービス

国税の申告など、インターネットを利用する行政手続きに

必要な「電子証明書」の交付が受けられます。

利用するには、パソコンに接続するICカード読み取り機が必要です。

● 申請手続き
申請者本人が、手続きをしてください。

● 必要なもの
住基カード(顔写真のない住基カードの人は「顔写真付き証明書」)

● 申請場所
市民生活課(各支所住民室では取り扱いません)

● 手数料
500円

● 有効期限
3年間

※引越しや婚姻など、電子証明書の内容に変更が生じた場合は失効します。

問い合わせ先

市民生活課管理班

☎ 62・5325

海上支所住民室

☎ 55・3111

飯岡支所住民室

☎ 57・3111

千潟支所住民室

☎ 68・2111